**読書ノート　その17**

2018年5月27日 小林

**フランシス・フクヤマ「政治の起源・上下」（講談社、2013年12月、原著は2011年）**

* 著者は日系二世の父（Pennsylvania州立大教授）と日本人留学生の母のあいだに1952年に生まれ、Cornell大卒、Harvard大院で政治学博士、Stanford大教授等、1992年出版の「歴史の終わり」で著名。

　　

* 本書は政治制度発展の歴史を猿人の集団生活から近代国家誕生まで世界史的視点で描き、なぜ西ヨーロッパで近代国家が誕生したのか根本原因を解き明かしている。中国・インド・イスラム諸国の宗教・歴史にも詳しく、その豊富な知識は驚くばかり。政治制度の歴史において宗教が重要な役割を演じていることがよくわかった。
* 以下に、本書の一部分について要旨を記す。
1. **近代国家の条件（ちなみに、最初の近代国家＝自由主義・民主主義国家は米国とフランス）**

(1) 法の支配

ルール制定権者（国王等）もそのルールにしばられるということ。国民は国王等も法令にしばられるべきと考えており、当該権力者自身もみずから法令にしばられるべきと認識していること。(政府の都合のいいように憲法解釈してはいけない、ということも含んでいるのであろう)

(2) 政府の説明責任

政府がなぜそういう判断をしたかは、公文書開示や国会答弁等で国民に説明しなければならない。国民がそれに納得できなければ、次の選挙で野党に投票すればよい。投票制度は政府に説明責任があってはじめて成り立つもの。(公文書の書き換えや国会での虚偽答弁は、投票制度の根幹を損なう)

(3) 中立的な官僚機構

近代国家の官僚は中立的な選抜制度で選ばれ、官僚は国民全体の利益のために行政をおこなう。（官僚は首相のご意向を忖度してはいけない。国民全体の利益を忖度しなければいけない）

(4) 個人主義的な社会

他人に判断をゆだねない。個人が個人として判断し行動すること。（「彼の提案だから賛成しよう」は属人主義であり、これは他人に判断をゆだねている。）

1. **なぜ法の支配は西ヨーロッパで確立されたのか**
* 英国のコモン・ローは自然法といわれ、条理から当然に由来する法原則であり、誰かが制定したものではない。ここから、国王といえどもコモン・ローを遵守しなければいけないという認識が生まれた。
* キリスト教諸国では法令の源泉が国王だけでなく、キリスト教にもあった。教会法（カノン法）は日本で言う親族相続法で、ローマ教皇が制定し、法源は唯一絶対の神。ちなみに、教会法の裁判権は教会にあった。国王は神の下位に位置するので、国王も教会法を尊重するようになった。
* カノッサの屈辱（1077年）。これが重要な意味をもっている。神聖ローマ帝国ハインリッヒ四世vs.ローマ教皇の司教任命権をめぐる対立（叙任権闘争）において、ハインリッヒ四世は他の王族・貴族から見放され、ローマ教皇から破門されたため、彼は孤立無援となり、カノッサにいるローマ教皇を訪れて雪の中ひざまずいて謝罪した。これは、ローマ教皇は国王の上に位置することを示した。
* たとえば、英国王ヘンリー八世は離婚して愛人アン・ブーリンと結婚したかったが、教会法が離婚を禁止しているため、離婚できなかった。つまり、国王自身が教会法にしばられるべきと認識していた。そこで彼は、英国国教会をローマ教皇の支配から分離して、ようやく離婚することができた（1533年）。
1. **なぜ説明責任は西ヨーロッパで確立されたのか**
* 政治的支配者の説明責任は反対勢力がある場合に認識され確立されていく。西ヨーロッパでは王権以外の政治力が存在していて、地方に広大な領地を持つ貴族は独立性があって政治勢力をなしていた。
* 人間みな平等との思想が普及していた。人間は対等の関係がないと説明しようとしない。ジョン・ロック(1623-1704年)、J.J.ルソー(1712-78年)、米国独立宣言(1776年)、フランス革命(1789年)などが平等意識を植え付けた。
* 以下の3パターンあり。(1)反対勢力があってもその政治力が弱いと、政治的支配者の説明責任に対する認識は弱くなり、絶対主義的政府になる。たとえば現在のロシア。(2)反対勢力が十分に強いと、政治的支配者の説明責任に対する認識は強くなり、説明責任を適切に果たす政府になる。たとえば英国、デンマーク。(3)上記二者の中間の場合(反対勢力が弱すぎず強すぎずの場合)、16~17世紀のフランスのような絶対主義的政府になる。つまり、フランス国王は社会の有力エリート層を完全に支配しきれず、抵抗力が弱い農民に重税を課したため不平等が拡大し革命になった。
1. **なぜ個人主義は西ヨーロッパで優勢となったのか**
* もともと西ヨーロッパも男性優位の家族主義だった。男性家長の許可なく家族は取引ができず、女性は所有権を認められず、女性は父・夫の財産を相続できなかった。個人主義になったのはキリスト教の影響。
* 一つは、キリスト教の信仰は信者個人と神との契約関係であること。したがって、個人の権利・義務が認識され、個人が家族・社会の中に埋没しにくい。たとえば、親が隠居して財産を子どもに譲るとき、子どもに親の扶養を義務付ける事例が古文書に見られる。まさに、個人主義的な契約社会。
* 二つ目は、六世紀以降、キリスト教が教会法(カノン法)により女性の所有権と相続権を認めたこと。これが個人主義を助長した。
* それではなぜ、キリスト教は女性の所有権と相続権を認めたのか？　理由は教会の利益追求。
* 六世紀以前の西ヨーロッパでは、男性の平均寿命は、戦争多発の影響もあったため35歳と短命であった。そうすると、女性は未亡人になる可能性がたかかった。
* 未亡人になった女性は夫の財産を相続できず、未亡人は路頭に迷うことが多かった。
* そこでキリスト教会は考えた。女性に所有権と相続権を認めようと。これは未亡人を救済する意味もあるが、もう一つの意味は教会の利益になるから。
* なぜ教会の利益になるのか？　女性が夫の財産を相続した場合、未亡人は再婚せずに財産を残して死ぬ可能性が高い(女性も短命)。ここに目を付けたキリスト教会は、財産を相続した女性に教会への寄進を勧めた(遺贈)。「寄進すれば天国に行ける」と。未亡人はすすんで教会に遺贈した。
* この女性の所有権・相続権の確立が女性の自立性を高め、個人主義を助長した。
* ちなみに、わが国戦前の相続法では夫が死んだ場合、子どもがいれば子どもが全財産を相続し妻に相続権はなかった。妻の相続権が認められたのは新憲法のもと昭和22年のことでした。

本書を読み終えて、コンプライアンス確保のため以下のことを思いました。

(1)、説明責任の意識強化を図ることも大切なのではないか？

(2) 企業文化として、もっと個人主義の利点に着目すべきではないか？　集団主義の利点はしばしば強調されるが（団結、協調、ﾁｰﾑﾜｰｸ等）、個人主義は利点があるのに嫌われている？

以上